

県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- あらたに生じた土地の確認・2件(市町村課) 1
- 字の区域の変更・3件(市町村課) 4
- 区営土地改良事業計画変更の認可(村づくり計画課) 7
- 村営土地改良事業計画変更の同意(村づくり計画課) 7
- 海岸保全区域の指定の廃止(農村整備課) 7
- 民有保安林の指定の解除の予定・2件(森林緑地課) 7
- 都市計画事業の変更の認可・2件(道路街路課) 8
- 通行する車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路の指定及び当該道路の通行方法(道路管理課) ... 8
- 都市計画の変更・3件(都市計画・モノレール課) 9
- 運転免許関係事務の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程(警察本部運転免許課) 10

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課) 14
- 宅地建物取引業者に対する業務停止命令・2件(建築指導課) 14
- 宅地建物取引業者の事務所等の所在地を確認できない場合における公告(建築指導課) 15
- 開発行為に関する工事の完了・6件(建築指導課) 15
- 特定調達契約に係る落札者の決定(県立八重山商工高等学校) 17

訓 令

- 災害情報受信・伝達業務等嘱託員設置規程の一部を改正する訓令(防災危機管理課) 17
- 沖縄県東京宿泊所管理運営規程の一部を改正する訓令(職員厚生課) 18
- 沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程の一部を改正する訓令(商工振興課) 19

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部を改正する訓令 19
- 沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部を改正する訓令 20

公安委員会事項

- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定 21

正 誤

- 平成19年2月16日付け公報定期第3530号中訂正 22

告 示

沖縄県告示第157号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、金武町長から同町の区域内にあらたに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

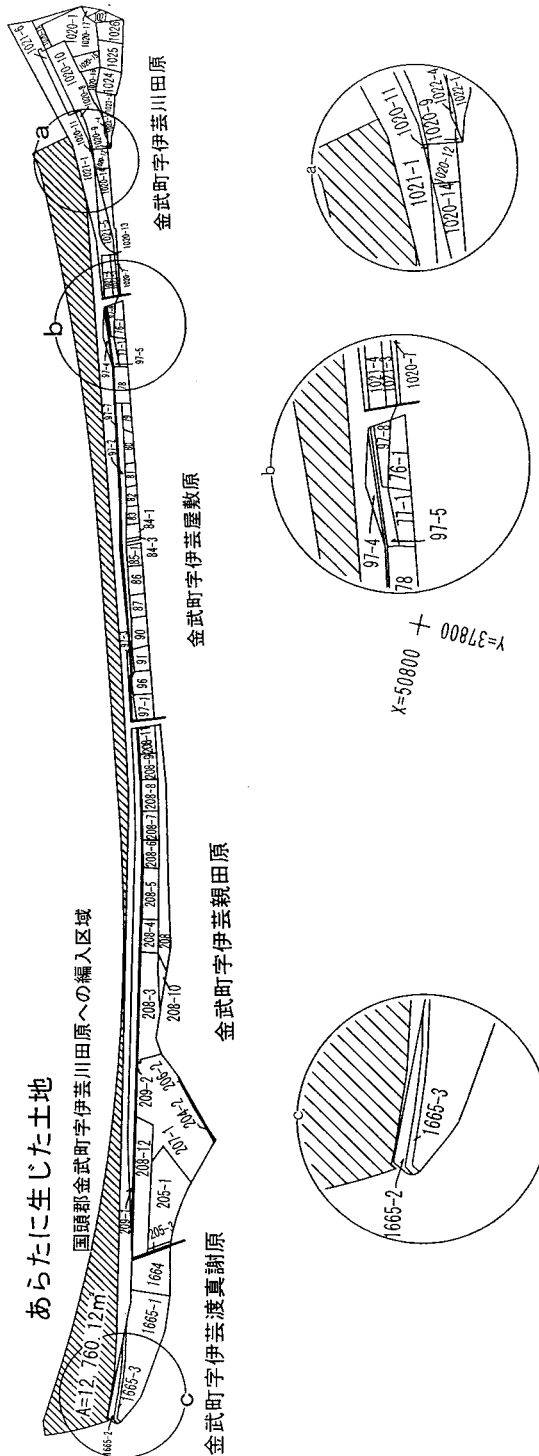
- 1 土地の所在 別図に示すあらたに生じた土地
- 2 地積 12,760.12平方メートル

別 図

国頭郡金武町 あらたに生じた土地の確認図

X=50400
+ Y=38300

X=50400
+ Y=37800



この図面は平成18年11月20日現在の不動産登記法第14条第1項の地図に基づくものです。
 ただし、あらたに生じた土地等については、金武湾港（屋嘉地区）公有水面埋立事業に係る図面に基づくものです。

沖縄県告示第158号

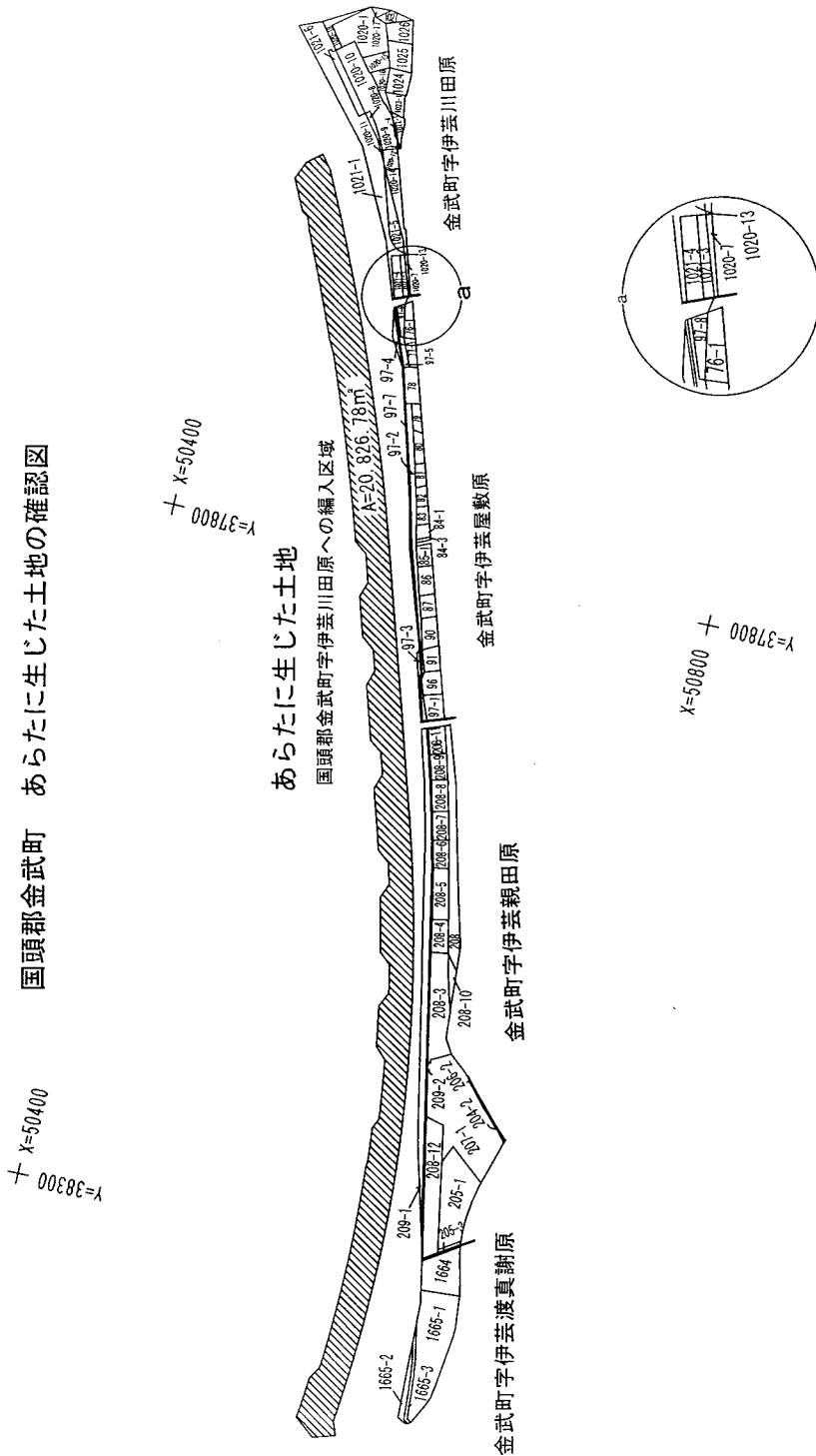
地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、金武町長から同町の区域内にあらたに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地の所在 別図に示すあらたに生じた土地
- 2 地積 20,826.78平方メートル

別 図



この図面は平成18年11月20日現在の不動産登記法第14条第1項の地図に基づくものです。

ただし、あらたに生じた土地等については、金武湾港（屋嘉地区）公有水面埋立事業に係る図面に基づくものです。

沖縄県告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、金武町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

平成19年沖縄県告示第157号別図に示すあらたに生じた土地12,760.12平方メートルを金武町字伊芸川田原の区域に編入し、その区域を変更する。

沖縄県告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、金武町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

平成19年沖縄県告示第158号別図に示すあらたに生じた土地20,826.78平方メートルを金武町字伊芸川田原の区域に編入し、その区域を変更する。

沖縄県告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宮古島市の区域内の別図1に示す字の区域を別図2に示すとおり変更する旨、同市長から届出があった。

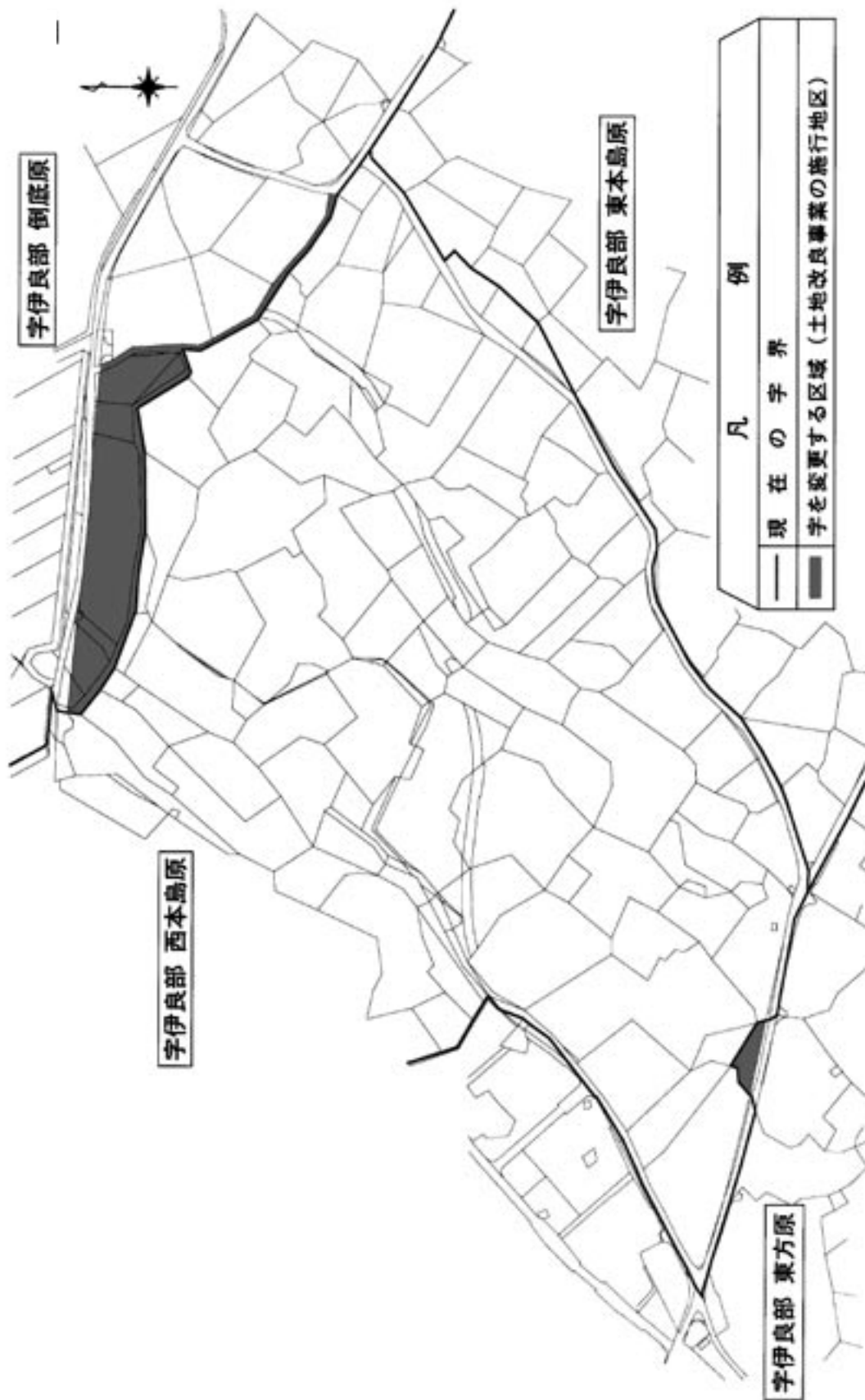
なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4の規定において準用する同法第54条第4項の規定による宮古島市西本島地区土地改良事業の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

別図 1

宮古島市西本島地区土地改良事業 字の区域の変更図 (変更前)



この図面は平成18年 7月19日現在の不動産登記法第14条第1項の地図に基づくものです。

別図 2

宮古島市西本島地区土地改良事業 字の区域の変更図 (変更後)



この図面は平成18年 7月19日現在の不動産登記法第14条第1項の地図に基づくものです。ただし、宮古島市西本島地区土地改良事業の施行地区については、平成18年 8月10日現在の同事業に係る図面に基づくものです。

沖縄県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 名蔵川土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 西嵩田地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成19年2月23日

沖縄県告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、村営土地改良事業計画の変更に次のとおり同意した。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 宜野座村
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 漢那地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農用地保全・農業用道路・暗きょ排水・客土）
- 3 同意年月日 平成19年2月26日

沖縄県告示第164号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和49年沖縄県告示第443号で指定した海岸保全区域を次のとおり廃止する。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

海 岸 の 名 称			指 定 廃 止 区 域
沿 岸 名	海 岸 名	地区海岸名	
琉球諸島	先島群島	白川田	宮古島市平良字東仲宗根添白川田3223の2番地地先から宮古島市平良字東仲宗根添白川田3164番地地先まで

沖縄県告示第165号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡栗国村字東北馬場久保原1095番・1098番から1100番まで・1118番・字浜金附名原2151番1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡粟国村字東北馬場久保原1094番1・1095番・1098番から1100番まで・1118番・1132番・1159番・1235番・1236番・字東南佐良浜原1520番・1527番・字浜金附名原2151番1・字東北佐良浜原2574番・2577番・2580番（以上16筆について次の図に示す部分に限る。）、字浜金附名原2151番2
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成10年沖縄県告示第521号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 3 事業施行期間 平成10年6月19日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成6年沖縄県告示第764号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・那15号牧志壺屋線
- 3 事業施行期間 平成6年9月2日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第169号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行

する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下である車両の通行方法を次のとおり定める。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道那覇糸満線	那覇市字安謝665番2地先から 那覇市字上間194番4まで
県道沖縄環状線	沖縄市字比屋根1432番1地先から 沖縄市美里四丁目2045番1まで

2 指定する期日 平成19年4月1日

3 通行方法 1に掲げる道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下である車両の通行方法は、次のとおりとする。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所は、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路状況の確認 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

沖縄県告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・5・1号小禄赤嶺線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市宇栄原2丁目及び字小禄長田原
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・2・6号胡屋泡瀬線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 沖縄市仲宗根町及び室川1丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画臨港地区を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 那覇臨港地区、泊・新港臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市港町1丁目、港町4丁目、前島3丁目、若狭1丁目、若狭2丁目、若狭3丁目、辻3丁目及び西3丁目並びに浦添市伊奈武瀬1丁目
 - (2) 削除する部分 那覇市曙1丁目、曙2丁目、港町1丁目、港町3丁目、泊3丁目、前島3丁目、辻1丁目、西1丁目、西2丁目、西3丁目、東町及び通堂町
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第173号

運転免許関係事務の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程を次のように定める。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

運転免許関係事務の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程

（目的）

第1条 この告示は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第120条第1項の規定により、県が行う運転免許関係事務（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第108条第1項に規定する免許関係事務をいう。以下同じ。）の委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加できる者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格）

第2条 入札に参加できる者は、次に掲げる基準に該当し、一般競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されているものでなければならない。

- (1) 純資産又は正味財産の額が500万円以上の法人であること。
- (2) 道交法第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定により、沖縄県公安委員会が運転免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人であること。

（登録の申請等）

第3条 前条に規定する名簿への登録を受けようとする者は、一般競争入札参加資格者登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、第7条の規定により登録を取り消された者で、その取消の日から2年を経過しないものは、登録申請をすることができない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 営業概要書（第3号様式）
- (3) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（最近の決算報告書）
- (4) 納税証明書（法人事業税及び法人県民税）
- (5) 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- (6) 役員の氏名及び住所を記載した名簿
- (7) 委託する運転免許関係事務に従事する者の経歴を記載した書面その他のその者が当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面

（入札参加資格者の審査等）

第4条 知事は、前条第1項の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査及び実態調査を行い、入札参加資格の有無を決定するとともに、その結果を資格審査結果通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により入札参加資格があると決定した者について名簿に登録するものとする。
(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録の日から同日以降に来る最初の登録基準年の3月末日までとする。

2 前項の登録基準年とは、平成19年の後、3年ごとに来る年とする。
(変更の届出等)

第6条 登録を受けた者は、名称若しくは商号、所在地、代表者の氏名又は資本金に変更があったときは、その都度、一般競争入札参加資格者登録変更届(第5号様式)を遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、当該変更事項を証する書面を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、必要に応じ調査を行い、名簿を変更するものとする。
(登録の取消し)

第7条 知事は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。

(2) 虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。

(3) 経営状態が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
(事務の処理)

第8条 この告示に関する事務は、警察本部交通部運転免許課において処理するものとする。

附 則

この告示は、平成19年3月9日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

一般競争入札参加資格者登録申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

所 在 地

名称又は商号

代表者氏名

印

電 話 番 号

貴県が行う運転免許関係事務の委託契約に係る一般競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて一般競争入札参加資格者の登録を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

第2号様式(第3条関係)

誓 約 書

貴県の一般競争入札参加資格者登録を受けたときは、貴県における一般競争入札の諸規程及び係員の指示に従い、公正な入札等を行うことを誓約します。

もし、下記に該当した場合は、貴県の一般競争入札参加資格者登録を取り消されても何ら異存ありません。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

所 在 地

名称又は商号

代表者職氏名

印

電 話 番 号

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するに至ったとき。
- 2 虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。
- 3 経営状態が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められたとき。

第3号様式（第3条関係）

営 業 概 要 書

（会社名： _____）

	住 所	電 話 番 号	
本 店			
支 社 支 店 営 業 所 出 張 所			
現 在 の 営 業 内 容			
創 業 年 月 日（営 業 年 数）	資 本 金	純 資 産（正 味 財 産）	総 従 業 員 数
年 月 日（ 年）	千 円	千 円	人
経 営 比 率（流 動 比 率）			

流動資産	(千円)			
<hr/>		× 100 =		%
流動負債	(千円)			

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

会社名称

代表者名

殿

沖縄県知事

印

資 格 審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった一般競争入札参加資格者登録申請については、審査の結果、（適格・非適格）と決定しましたので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 登録業務 運転免許関係事務
- 4 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 理由（非適格の場合）

第5号様式（第6条関係）

一般競争入札参加資格者登録変更届

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

所 在 地

名称又は商号

代表者職氏名

印

電 話 番 号

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

該当欄	変 更 事 項	添 付 書 類	変 更 年 月 日
	名 称 又 は 商 号		
	所 在 地		
	代 表 者 職 氏 名		
	資 本 金		

(注) 変更事項の該当欄に○を付けること。

変 更 事 項 の 内 容

変 更 前	変 更 後

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年4月23日まで縦覧に供する。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年2月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウムヤス来間島
- 3 代表者の氏名 仲松義雄
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市下地字来間58番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障害者の生活介護支援を必要とする人々が住み慣れた地域で健やかに安心して暮らす為の支援活動を行い、そこに住む人々の幸せづくりを目指します。一方、来間島固有の自然環境が島の唯一の財産であるという認識を高め、来間島を愛する全ての人達の共有の財産とする為に、これまで長い歴史の中で育んで出来た生活や、文化と自然との関わり方の大切なことを教え保全することに努めます。さらにこれらのことと合わせて、農業などを組み合わせた地域参加型の複合的な事業活動を展開することにより、地域の発展に貢献することを目的とする。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項第2号の規定により、次のとおり宅地建物取引業者について業務の停止を命令した。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 有限会社アシストプラン 當山全市
- 2 事務所の所在地 沖縄市山里一丁目18番1号
- 3 免許年月日及び免許証番号 平成2年9月19日 沖縄県知事(5)第2449号
- 4 業務停止の内容及び期間
 - (1) 内容 業務の全部停止
 - (2) 期間 平成19年3月12日から同年6月10日まで

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項第2号の規定により、次のとおり宅地建物取引業者について業務の停止を命令した。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 有限会社信拓産業 平良州満
- 2 事務所の所在地 浦添市牧港二丁目49番13号
- 3 免許年月日及び免許証番号 平成4年8月28日 沖縄県知事(4)第2772号
- 4 業務停止の内容及び期間
 - (1) 内容 業務の全部停止
 - (2) 期間 平成19年3月12日から同年4月11日まで

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者は、その事務所の所在地及び業者の所在が確知できないので、平成19年4月9日までに知事に申し出てください。

なお、当該期日までに申出がない場合は、同法第67条の規定により、免許を取り消されることがあります。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 商号及び代表者氏名 株式会社ダイカン 金城秀寧
- (2) 免許年月日及び免許証番号 平成15年12月19日 沖縄県知事(5)第2313号
- 2 (1) 商号及び代表者氏名 大樹開発 大城勝政
- (2) 免許年月日及び免許証番号 平成15年5月7日 沖縄県知事(4)第2744号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年6月27日 沖縄県指令土第664号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字喜屋武345番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字喜屋武214番地の1 野原アパート301 野原広猛
- 5 検査済証番号 平成19年2月19日 第2508号
- 6 工事完了年月日 平成19年1月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年2月17日 沖縄県指令土第127号、平成19年2月15日 沖縄県指令土第76号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名225番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字長堂192番地 新垣喬
- 5 検査済証番号 平成19年2月19日 第2509号
- 6 工事完了年月日 平成19年1月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年4月11日 沖縄県指令土第372号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇528番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市佐敷字新開1番地の234 糸数浅美、西原町字内間411番地の2 県営内間団地7棟503号 儀間篤史
- 5 検査済証番号 平成19年2月19日 第2510号
- 6 工事完了年月日 平成19年1月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年4月14日 沖縄県指令土第379号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字兼久145番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市松川2丁目3番10-202号 松川住宅 城間直志
- 5 検査済証番号 平成19年2月20日 第2511号
- 6 工事完了年月日 平成19年1月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年8月9日 沖縄県指令土第812号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字久場331番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字伊舎堂60番地 比嘉仁一
- 5 検査済証番号 平成19年2月20日 第2512号
- 6 工事完了年月日 平成19年1月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成13年12月18日 沖縄県指令土第1774号、平成16年6月22日 沖縄県指令土第969号（変更）、平成18年11月28日 沖縄県指令土第1098号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市諸見里三丁目1707番1ほか67筆
- 3 公共施設
 - (1) 種類 道路、排水路及び公園
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市西1丁目5番11号 有限会社丸清開発 代表取締役 仲宗根洋一

- 5 検査済証番号 平成19年2月26日 第2514号
- 6 工事完了年月日 平成18年12月14日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成19年3月9日

沖縄県立八重山商工高等学校長 添 石 邦 男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 旋盤一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立八重山商工高等学校 沖縄県石垣市字真栄里180番地
- 3 落札者を決定した日 平成18年12月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 沖縄県浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 落札金額 36,109,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成18年11月14日

訓 令

沖縄県訓令第6号

知 事 公 室

災害情報受信・伝達業務等嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

災害情報受信・伝達業務等嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

災害情報受信・伝達業務等嘱託員設置規程（平成8年沖縄県訓令第35号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

災害情報等受信・伝達業務等嘱託員設置規程

第1条中「関係者への通知、市町村等防災関係機関への伝達業務及び離島町村等」を「伝達業務、離島町村等」に改め、「依頼に伴う業務」の次に「並びに沖縄県危機管理指針及び沖縄県国民保護計画（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第1項の規定により知事が作成した国民の保護に関する計画をいう。以下同じ。）に定める危機に関する情報の受信及び伝達業務」を加え、「災害情報受信・伝達業務等嘱託員」を「災害情報等受信・伝達業務等嘱託員」に改める。

第3条第5号中「災害情報」を「災害情報等」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 沖縄県危機管理指針及び沖縄県国民保護計画に定める危機に関する情報の受信業務並びに当該情報の知事公室防災危機管理課の職員への伝達業務

第7条第3項中「防災業務」を「防災業務等」に、「防災関連業務」を「防災関連業務等」に改める。

第8条の見出し中「非常災害」を「非常災害等」に改める。

第9条第1項中「災害情報受信伝達等嘱託員日誌」を「災害情報等受信・伝達業務等嘱託員日誌」に改める。

第10条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第9条関係）

災害情報等受信・伝達業務等嘱託員日誌

平成	年	月	日 ()	時	分	嘱託員氏名	印
平成	年	月	日 ()	時	分		

回 議 欄	課 長	副 参 事	班 長	班 員

第 十 一 管 区 海 上 保 安 本 部 へ の	(1) 搬送要請のあった島の名前	担当者氏名	電話番号
	(2) 電話受理時刻		
	(3) 第十一管区海上保安本部への要請時刻		
	(4) 任務終了時刻		

災 害 情 報 等 の 伝 達	(1) 災害情報等の種類
	(2) 伝達先
	(3) 伝達時刻

自 衛 隊 へ の 救 急 患 者 搬 送 要 請	(1) 要請市町村	課名	担当者氏名
	(2) 自衛隊への要請時刻		
	(3) 消防本部への救急車の出動依頼時刻		
	(4) 自衛隊から消防本部への引継状況の確認		
	(5) 搬送先病院及び収容時刻		

引継事項	引継時刻	時	分
	引継者氏名		印

備考

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第7号

知 事 部 局

沖縄県東京宿泊所管理運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県東京宿泊所管理運営規程の一部を改正する訓令

沖縄県東京宿泊所管理運営規程（昭和54年沖縄県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「、出納長」を削る。

第6条第2項中「あつては」を「あっては」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条各号列記以外の部分及び第6条第2項の改正規定は、平成19年3月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により出納長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正後の第2条第1号の規定は適用せず、改正前の沖縄県東京宿泊所管理運営規程第2条第1号の規定は、なおその効力を有する。

沖縄県訓令第8号

観 光 商 工 部

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程（昭和60年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 検査員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員に準ずるものとする。

第9条中「あつた」を「あった」に改める。

第10条第1号中「怠つた」を「怠った」に改め、同条第3号中「なつた」を「なった」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条並びに第10条第1号及び第3号の改正規定は、同年3月9日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局訓令第1号

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月9日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 知 念 清

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

嘱託医師	嘱託医師(甲)	日額30,000円 夜勤1回につき20,000円	免許取得後の経験年数が5年以上の者	沖縄県病院事業局職員等の旅費規程の規定の適用を受ける職員の旅費相
	嘱託医師(乙)	日額28,000円	免許取得後の経験	

		夜勤1回につき20,000円	年数が2年以上5年未満の者	当額	を
	嘱託医師(丙)	日額24,000円 夜勤1回につき20,000円	免許取得後の経験年数が2年未満の者		

嘱託医師	嘱託医師(甲)	日額30,000円 夜勤1回につき、6時間以上は20,000円、3時間以上6時間未満は14,000円、3時間未満は6,000円	免許取得後の経験年数が5年以上の者	沖縄県病院事業局職員等の旅費規程の規定の適用を受ける職員の旅費相当額	に
	嘱託医師(乙)	日額28,000円 夜勤1回につき、6時間以上は20,000円、3時間以上6時間未満は14,000円、3時間未満は6,000円	免許取得後の経験年数が2年以上5年未満の者		
	嘱託医師(丙)	日額24,000円 夜勤1回につき、6時間以上は20,000円、3時間以上6時間未満は14,000円、3時間未満は6,000円	免許取得後の経験年数が2年未満の者		

改める。

附 則

この訓令は、平成19年3月9日から施行し、改正後の沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

沖縄県病院事業局訓令第2号

沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月9日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 知 念 清

沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区 分	報酬の額(円)	費用弁償の額
嘱託初期研修医師	日額15,000円 夜勤1回につき、6時間以上は10,000円、3時間以上6時間未満は7,000円、3時間未満は3,000円	沖縄県病院事業局職員等の旅費規程の規定の適用を受ける職員の旅費相当額
嘱託専門研修医師	日額21,000円	

	夜勤1回につき、6時間以上は15,000円、3時間以上6時間未満は11,000円、3時間未満は4,000円	
--	---	--

注 夜勤とは、専ら夜間（午後10時から翌日午前5時までの時間を含む。）に割り振られた勤務をいう。

附 則

この訓令は、平成19年3月9日から施行し、改正後の沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第31号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成19年3月9日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検定番号
ぱちんこ	CRラブラブオーリーブENV	6P137100	愛知県名古屋市中区大幸1丁目10番15号 株式会社銀座	6P1371
ぱちんこ	CRラブラブオーリーブFVC	6P150300	愛知県名古屋市中区大幸1丁目10番15号 株式会社銀座	6P1503
ぱちんこ	CRラブラブオーリーブFVW	6P135700	愛知県名古屋市中区大幸1丁目10番15号 株式会社銀座	6P1357
ぱちんこ	CRAデジハネラブラブオーリーブST	6P136700	愛知県名古屋市中区大幸1丁目10番15号 株式会社銀座	6P1367
ぱちんこ	CRぱちんこ歌舞伎ソードS79TF3	6P132500	愛知県名古屋市中区錦3丁目24番4号 京楽産業. 株式会社	6P1325
ぱちんこ	CRぱちんこ歌舞伎ソードS87TF1	6P132800	愛知県名古屋市中区錦3丁目24番4号 京楽産業. 株式会社	6P1328
ぱちんこ	CRA侍ジャイアントHDX	6P149800	愛知県名古屋市中川区太平通1丁目3番地 株式会社高尾	6P1498
ぱちんこ	CRミスティックブルーXF-T	6P144100	東京都渋谷区渋谷3丁目29番10号 株式会社ビスティ	6P1441
ぱちんこ	CRAミスティックブルーBS	7P001100	東京都渋谷区渋谷3丁目29番10号 株式会社ビスティ	7P0011
ぱちんこ	CRAミスティックブルーBSR	6P147400	東京都渋谷区渋谷3丁目29番10号 株式会社ビスティ	6P1474
回胴	新世紀エヴァンゲリオン・まごころを君に	6S140400	東京都渋谷区渋谷3丁目29番10号 株式会社ビスティ	6S1404
回胴	バックトゥザフュー	6S137700	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	6S1377

	チャーデラックス		サンシャイン60 株式会社ロデオ	
回胴	クリイムシチュー	6S121600	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 サンシャイン60 株式会社ロデオ	6S1216
回胴	セブンボンバーA	6S138800	大阪府大阪市北区本庄東1丁目1番 10号 株式会社バルテック	6S1388
回胴	ヒカワキヨシゲキジ ョウ	6S133000	大阪府大阪市北区本庄東1丁目1番 10号 株式会社バルテック	6S1330
回胴	ヤッターマン只今参 上	6S145800	東京都台東区東上野2丁目11番7号 株式会社オリンピア	6S1458
回胴	ヤッタネハルミチャ ン	6S109500	東京都台東区東上野1丁目19番6号 株式会社ヤマ	6S1095
回胴	ヤッタネハルミチャ ン2	6S115100	東京都台東区東上野1丁目19番6号 株式会社ヤマ	6S1151
回胴	ヤッタネハルミチャ ン4	6S140200	東京都台東区東上野1丁目19番6号 株式会社ヤマ	6S1402
回胴	ヤッタネハルミチャ ン-30	6S140600	東京都台東区東上野1丁目19番6号 株式会社ヤマ	6S1406
回胴	ドキドキあかずきん SX	6S138200	大阪府吹田市豊津町14番12号 株式 会社SNKプレイモア	6S1382

正 誤

平成19年2月16日付け公報定期第3530号掲載の「産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧（沖縄県告示第93号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
6	上から6	平成18年	平成19年
6	上から16	平成18年	平成19年

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--